



大津市公報

令和3年5月19日
号外(第31号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 議 会 議 長 告 示

- 4 大津市議会委員会規程の一部改正…………… 1

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第4号

大津市議会委員会規程(平成26年議会議長告示第2号)の一部を次のように改正する。

令和3年5月19日

大津市議会議長 八 田 憲 児

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>(定足数に関する措置)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 委員長は、<u>委員会の会議(以下「会議」という。)</u>中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員の退席を制止し、又は委員会室等外の委員に出席を求めることができる。</p> <p>3 一略一</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第14条 委員会は、審査又は調査のため市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>別表(第22条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>一略一</td><td>一略一</td></tr> <tr><td>一略一</td><td>一略一</td></tr> <tr><td>分科会の運営等</td><td>1～6 一略一 7 <u>分科会は、委員会室において開催する。</u> 8 一略一 9 一略一</td></tr> <tr><td>一略一</td><td>一略一</td></tr> </table>	一略一	一略一	一略一	一略一	分科会の運営等	1～6 一略一 7 <u>分科会は、委員会室において開催する。</u> 8 一略一 9 一略一	一略一	一略一	<p>(定足数に関する措置)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 委員長は、<u>会議</u>中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員の退席を制止し、又は委員会室等外の委員に出席を求めることができる。</p> <p>3 一略一</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第14条 委員会は、審査又は調査のため市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。<u>委員長が特に必要であると認めてオンライン会議システムにより会議に参加することを求めようとするときも、同様とする。</u></p> <p>別表(第22条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>一略一</td><td>一略一</td></tr> <tr><td>一略一</td><td>一略一</td></tr> <tr><td>分科会の運営等</td><td>1～6 一略一 7 一略一 8 一略一</td></tr> <tr><td>一略一</td><td>一略一</td></tr> </table>	一略一	一略一	一略一	一略一	分科会の運営等	1～6 一略一 7 一略一 8 一略一	一略一	一略一
一略一	一略一																
一略一	一略一																
分科会の運営等	1～6 一略一 7 <u>分科会は、委員会室において開催する。</u> 8 一略一 9 一略一																
一略一	一略一																
一略一	一略一																
一略一	一略一																
分科会の運営等	1～6 一略一 7 一略一 8 一略一																
一略一	一略一																

一略一	一略一	一略一	一略一
調査・ 審査の 方法等	<p>1 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 前号の質疑は、<u>自席において</u>、質問の趣旨を明確にし、1問ずつ簡潔明瞭に行う。</p> <p>(3)及び(4) 一略一</p> <p>(5) 一略一</p> <p>ア～ウ 一略一</p> <p>エ 予算議案に係る討論は、委員長からの指名順位に基づき、<u>新年度予算議案を一括して、自席において行うものとし、補正予算議案に係る討論についても同様とする。</u></p> <p>オ 決算議案に係る討論は、委員長からの指名順位に基づき、<u>一般会計予算及び特別・企業会計予算ごとに、それぞれ一括して、自席において行う。</u></p> <p>カ 採決は、全て起立により行う。ただし、委員長が必要があると認めるときは、<u>起立に代えて電子採決システムにより採決を行うことができる。</u></p> <p>キ及びク 一略一</p> <p>3 一略一</p> <p>4 <u>前期全体会及び後期全体会は、議場において開催する。</u></p>	調査・ 審査の 方法等	<p>1 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 前号の質疑は、質問の趣旨を明確にし、1問ずつ簡潔明瞭に行う。</p> <p>(3)及び(4) 一略一</p> <p>(5) 一略一</p> <p>ア～ウ 一略一</p> <p>エ 予算議案に係る討論は、委員長からの指名順位に基づき、<u>新年度予算議案を一括して行うものとし、補正予算議案に係る討論についても同様とする。</u></p> <p>オ 決算議案に係る討論は、委員長からの指名順位に基づき、<u>一般会計予算及び特別・企業会計予算ごとに、それぞれ一括して行う。</u></p> <p>カ 採決は、全て起立により行う。ただし、委員長が必要があると認めるときは、<u>委員長が定める方法により行うことができる。</u></p> <p>キ及びク 一略一</p> <p>3 一略一</p>
一略一	一略一	一略一	一略一
一略一	一略一	一略一	一略一

附 則

この告示は、令和3年5月19日から施行する。